

阿賀野市教育委員会告示第11号

阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月23日

阿賀野市教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱（令和4年阿賀野市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

第2条中「校長、給食センター所長又は園長」を「市立小学校長、中学校長、園長及び給食センター長」に改める。

第3条中「令和4年11月から令和5年3月まで」を「令和5年4月から令和6年3月まで」と改める。

第5条第1号中「幼稚園」を「市立認定こども園」に、「11円」を「13円」に改める。

第5条第2号中「小学校」を「市立小学校」に、「5円」を「6円」に改める。

第5条第3号中「中学校」を「市立中学校」に、「15円」を「19円」に改める。

第6条第2項中「令和4年11月1日から令和5年2月28日まで」を「令和5年4月1日から令和6年1月31日まで」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

年 月 日

阿賀野市長 田 中 清 善 様

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

令和 年度阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助事業について、その内容を変更したいので、阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更内容

3 補助金交付変更額

交付決定額 円

交付変更申請額 円

差引増減額 円

関係書類

変更後の学校給食事業計画書

附 則

この告示は、令和5年5月23日から施行し、改正後の学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。